

件名	県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>宿泊（議長が時間、距離その他の事情を考慮して宿泊の必要を認めたもの又は天災その他やむを得ない事情により宿泊の必要を認めたものに限る。）をした議員に支給する招集旅費の改正。</p>	
施行日	公布の日